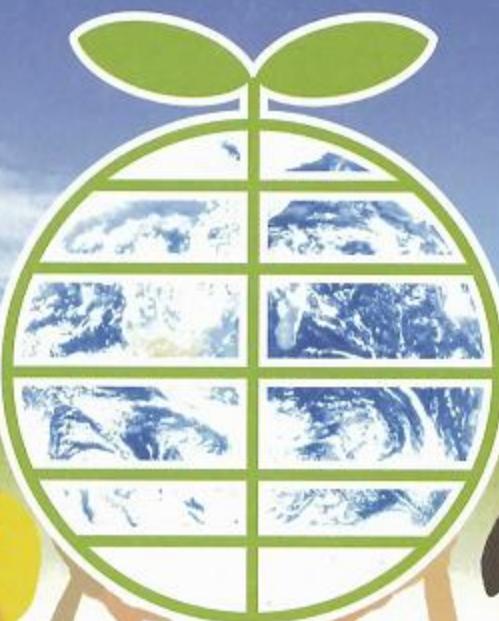


白山市地球温暖化対策条例

解説パンフレット

一部の規定を除き、平成22年1月1日から施行されました



事業者

市民

行政

白山市の花
あさがお



白山市の木
ぶな



白山市の鳥
うぐいす



白山市民憲章

平成20年11月3日制定

わたくしたち白山市民は、靈峰白山のもと清らかな手取川の恵みを受け、歴史と文化を育んできました。

この白山市に誇りと責任をもち、未来に向かって、夢あふれる住みよいまちをつくります。

- ・生命を尊び、健やかな心と体を育みます。
- ・自然を愛し、共に生きる美しいまちをつくります。
- ・歴史と伝統に学び、未来につながる文化を育てます。
- ・豊かな感性と、思いやりの心を大切にします。
- ・働くこと学ぶことを喜び、活力あるまちをつくります。

白山市

地球温暖化の現在のようす

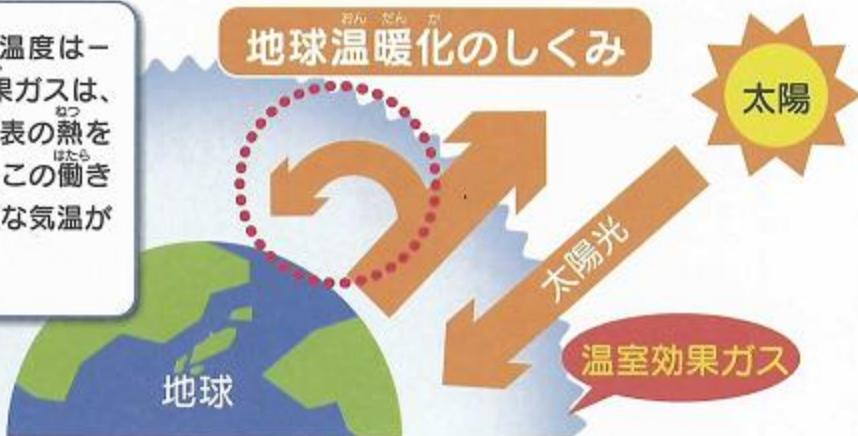
最近「地球温暖化」ってよく耳にするようになったわね。
なぜ地球は温暖化しているのか知っている?

ぼくたちが毎日使う電気や自動車は、エネルギーをたくさん使っているよね。
この電気をつくりたり、ガソリンを燃やしたりするときに
出る温室効果ガスが増えすぎて、地球が温まっているんだって。

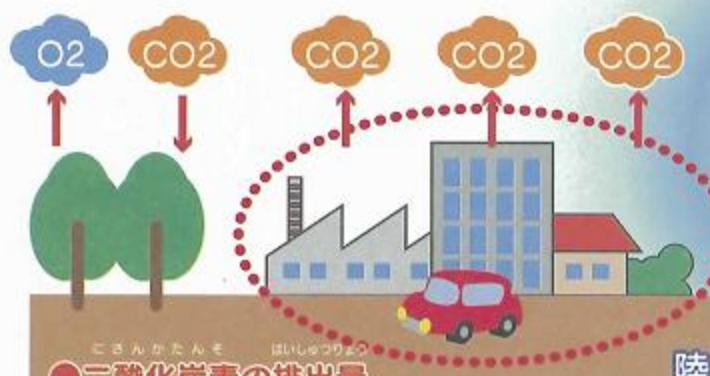


温室効果ガスがないと、地球の平均表面温度は-19℃になると言われているんだ。温室効果ガスは、太陽のエネルギーによって温められた地表の熱を宇宙へ逃がさない働きをしているんだね。この働きのおかげで、地球は生きものにとって快適な気温が保たれているんだ。

地球温暖化のしくみ



排出量と吸収量のバランス



つまり、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスが重要ってことね!でも、この図を見るとたくさんの二酸化炭素が出ているわよ。

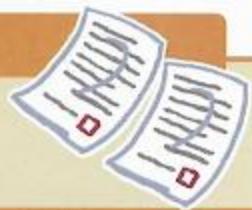
●二酸化炭素の排出量 < 自然が吸収する量 < 人間が排出する量



白山市地球温暖化対策条例の概要

1 市・事業者・市民・滞在者の責務(第3条~6条)

地球温暖化対策に取り組むために必要な市、事業者、市民等、滞在者の責務を定めています。



2 地球温暖化対策地域推進計画の策定(第7条)

市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策地域推進計画」の策定を位置付けています。

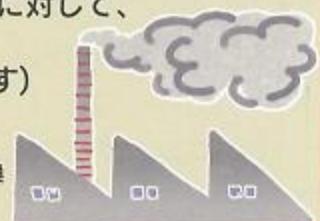


3 事業者による温室効果ガス排出量に係る削減計画書の作成等(第8条~10条)

エネルギーの使用量又は温室効果ガスの排出量が一定量以上の事業者に対して、温室効果ガスの排出量の削減計画書の作成等を定めています。
(対象となる事業者の要件については、今後制定する規則の中で定めます)

想定している要件の内容　※平成23年4月1日施行

市内に設置している事業所におけるエネルギー年間使用量の合計が1,500キロリットル以上(原油換算)又は物質ごとの温室効果ガス年間排出量が3,000トン以上(二酸化炭素換算)である事業者



4 建築主による建築物に係る環境に配慮した計画書の作成等(第11条~13条)

一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主に対して、環境に配慮した計画書の作成等を定めています。(対象となる建築主の要件については、今後制定する規則の中で定めます)

想定している要件の内容　※平成23年4月1日施行

床面積の合計が2,000m²以上の建築物の新築、増築、改築を行う建築主

床面積の合計が
2,000m²以上



5 小売販売事業者による特定機械器具の省エネルギー性能の表示(第16条)

エネルギーの消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列して販売する事業者に対して、機械器具のエネルギー消費効率等(統一省エネラベル)の表示を定めています。(対象となる販売店の要件については、今後制定する規則の中で定めます)

想定している要件の内容　※平成22年10月1日施行

エアコン、テレビ、冷蔵庫をそれぞれ5台以上店頭で陳列する販売店

統一省エネラベル



6 その他の地球温暖化対策及び必要な措置(第17条~32条)

以上のほか、地球温暖化対策として、「緑化の推進」や「再生可能エネルギーの活用」、「森林の整備、保全」、「交通・自動車対策」、「環境教育の推進」等について定めているほか、対策の推進に必要な措置として、「表彰」や「助成措置」、「指導及び、助言」等を定めています。

白山市地球温暖化対策条例の構成

1 基本的事項

目的

地球温暖化防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与

定義

責務

- ① 市：総合的かつ計画的な地球温暖化対策の策定及び実施等
- ② 事業者：事業活動における温室効果ガス排出の抑制等の実施等
- ③ 市民等：日常生活における温室効果ガス排出の抑制等の実施等
- ④ 滞在者：滞在中において温室効果ガスの排出の抑制に努める等

2 目標達成の総合的計画

地球温暖化対策地域推進計画(義務)

- ① 地球温暖化対策地域推進計画の策定等
- ② 温室効果ガスの排出の抑制等に関すること等

3 目標管理方策

温室効果ガス排出削減計画の策定(義務)

温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、排出の抑制に係る措置・目標等を定めた計画を策定 ⇒ 報告 ⇒ 公表

建築物環境配慮計画の策定(義務)

規則で定める規模以上の建築物を新築・増築等しようとする者は、建築物環境配慮計画を策定 ⇒ 報告 ⇒ 工事完了届出 ⇒ 公表

省エネルギー性能の表示(義務)

特定機械器具を規則で定める台数以上陳列して販売する事業者は、エネルギーの消費効率等を表示

4 個別推進策

- ① 生活様式等の転換
- ② 緑化の推進
- ③ 地産地消の推進
- ④ 再生可能エネルギーの活用
- ⑤ 森林の整備・保全
- ⑥ 公共交通機関等の利用への転換
- ⑦ 普及啓発及び環境教育(地球環境保全週間)

5 目標達成対策

- ① 表彰
- ② 助成措置
- ③ 指導及び助言
- ④ 報告及び資料の提出
- ⑤ 勧告及び公表
- ⑥ 連携
- ⑦ 委任

白山市地球温暖化対策条例で定める規制の内容について

1 事業者による温室効果ガス排出量に係る削減計画書等

対象となる事業者

- ①市内に設置している事業所におけるエネルギー年間使用量の合計が1,500キロリットル以上(原油換算)である事業者
- ②物質ごとの温室効果ガス年間排出量が3,000トン以上(二酸化炭素換算)である事業者



施 行

平成23年4月1日

作成、提出していただくもの

- ①温室効果ガス排出削減計画書(毎年)
- ②温室効果ガス排出削減計画実施状況書(毎年) ※平成24年度から



計画書の内容

- ①事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
- ②事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置及び目標など

2 建築主による建築物に係る環境に配慮した計画書等

対象となる建築主

床面積の合計が2,000m²以上の建築物の新築、増築、改築を行う建築主(特定建築主)
(増築、改築はその部分が2,000m²以上の場合に該当)



施 行

平成23年4月1日

内 容

- ①建築物環境配慮計画書の提出
- ②工事完了届の提出

3 小売販売事業者による特定機械器具の省エネルギー性能の表示

対象となる販売店

エアコン、テレビ、冷蔵庫(特定機械器具)をそれぞれ5台以上店頭で陳列する販売店



施 行

平成22年10月1日

内 容

特定機械器具についての省エネルギー性能(統一省エネラベル)の表示

※統一省エネラベルについて、詳しくは財団法人省エネルギーセンターのホームページを参照してください。

統一省エネラベル

(注)上記の内容はあくまで現時点で想定している内容であり、今後検討した結果、上記と異なる内容になることがあります。

以上のほか、温暖化防止のため、日常生活における対策(生活様式の転換、緑化や地産地消)、森林の整備・保全、交通・自動車対策、環境教育の推進などを定める一方、温暖化への関心と理解を深めるため、毎年7月7日から1週間を「地球環境保全週間」として設定しました。

白山市地球温暖化対策条例に関するQ&A

Q なぜ条例を制定したのですか？

A 気候変動は地球の生態系や人間の生活環境に深刻な影響を及ぼしつつあり、地域における最も身近な地方公共団体としての責任と役割を自覚し、本市として一層の対策を講じる必要があることから制定しました。

Q 市民、滞在者に対しては、何か具体的な義務が生じるのですか？

A 条例において「市民等の責務」、「滞在者の責務」を定めていますが、個別具体的な義務を生じさせるものではありません。しかしながら、省エネ、エコドライブ、ごみの減量等を通じて環境にやさしいライフスタイルを実践していただくことを期待しています。

Q 地球温暖化対策地域推進計画とはどのようなものですか？

A 具体的には、「温室効果ガスの排出量の現況及び将来推計」から、市・事業者・市民等が実施する「温室効果ガス排出抑制対策・施策」を立案し、「計画の推進体制」等を明確にするものです。

Q 建築物における環境配慮とはどのようなものですか？

A 「外壁等を通しての熱損失防止」や「空気調和設備等のエネルギーの効率的利用」のほか、「再生可能エネルギーの利用」や「資源の適正利用」など、省エネの観点だけでなく、地球温暖化防止の観点に立った環境配慮を想定しています。

Q 省エネルギー性能の表示とはどのようなものですか？

A 省エネルギー製品の普及を図るため、製品にマークやラベルを表示して、製品の省エネ性能等をわかりやすく比較できるようにしたもので、「省エネラベル」のことをいいます。「エアコン、テレビ、冷蔵庫」については「統一省エネラベル」が表示され、このラベルでは年間の電気料金の目安や他製品と比較した場合の省エネ性能が星の数で表されます。

Q 罰則は無いのですか？

A 罰則はありませんが、条例において、「勧告及び公表」の規定があります。「勧告」については温室効果ガス排出削減計画書等の提出を故意にしなかった場合などに市長が勧告することができるものです。「公表」については「勧告」に従わなかった場合に市長がその旨を公表することができるものです。

Q 助成措置とはどのようなものですか？

A 現時点の市の助成措置としては、住宅用太陽光発電システム設置補助があります。今後必要に応じ、検討を進めています。

白山市地球温暖化対策条例解説パンフレット（平成22年1月発行）

●お問い合わせ先

白山市市民生活部環境課

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

TEL : 076-274-9538(直通) FAX : 076-274-9535

E-mail : kankyou@city.hakusan.lg.jp

インターネットホームページ : <http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/>

